

「平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案」についてのコメント (ISDA)

番号	改正(案)の該当箇所	要望事項・確認事項	理由等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第 141 条の 2、同第 143 条の 2	<p>(1) 第 141 条の 2 第 1 項に定める顧客分別金信託の要件と、第 143 条の 2 第 1 項に定める顧客区分管理信託の要件は同様のものとなっている。そこで、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等、通貨関連デリバティブ取引等及びその他の店頭デリバティブ取引を行っている場合、当該基本契約書の担保取引に基づき受け入れたすべての金銭について、顧客分別金信託及び顧客区分管理信託の双方の要件を充足する 1 つの金銭信託に信託することが認められることを確認したい。</p> <p>(理由) 顧客分別金信託及び顧客区分管理信託の制度の趣旨は、金融商品取引業者等が破綻等した場合に顧客財産を保護するものと理解されるが、この方法であれば、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等及び通貨関連デリバティブ取引等に関連して顧客が金融商品取引業者に預託した金銭の全てが、金融商品取引業者の破綻リスクから隔離されることになるため、制度の趣旨に反することはないと考えられる。また、2009 年 7 月 3 日付「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」記載の 54 番及び 55 番のコメントに対する貴庁の回答では、「通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。)については、顧客区分管理信託の要件に反しない限りにおいて、通貨関連デリバティブ取引等と一体として信託することも排除されるものではありません。」と回答されていることに照らせば、顧客分別金信託の要件と顧客区分管理信託の要件のいずれも満たすものであるから、当該方法も可能であると考えられる。</p> <p>(2) (1)記載の信託方法が認められる場合、(a)一括清算事由が生じた時における当該基本契約書に基づく特定金融取引のそれぞれにつき評価額を合算して得られる純合計額が、当該金融商品取引業者等の一の債権及び当該顧客の一の債務となるときには、信託すべき額を零と、(b)一括清算事由が生じた時における当該基本契約書に基づく特定金融取引のそれぞれにつき評価額を合算して得られる純合計額が、当該金融商品取引業者等の一の債務及び当該顧客の一の債権となるときには、信託すべき額を当該業者が負担する債務額と、それぞれ捉えることができるかについても確認したい。</p>	現在の ISDA Master Agreement 等に代表される基本契約書に基づく取引に係る信託方法につき確認したいため。

		<p>(理由) 第 140 条の 2、第 140 条の 3 並びに第 143 条の 2 第 2 項及び第 3 項において、取引によって生じた損益及び他の取引によるエクスポージャーの通算を認めるような規定になっていることに照らせば、業者が顧客に対して返還すべき債務を負う金額につき信託されていれば、顧客分別金信託及び顧客区分管理信託の制度の趣旨を満たすものと考えられる。</p>	
2	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第 140 条の 3 第 2 項、同第 143 条の 2 第 3 項</p>	<p>同項においては、「基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引」から対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等／通貨関連デリバティブ取引等を除いた取引の評価額を合計して、府令第 140 条の 2 に定める「合計額」／現行府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める「金銭その他の保証金の額」から控除し得ることとしている。</p> <p>ところで、「特定金融取引」には、対象となるデリバティブ取引等に関して行われる担保取引(Credit Support Annex (CSA)等に基づく担保取引はこれに該当すると解されている)も含まれる(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則第 1 条各号)。そのため、最初に府令第 140 条の 2／現行府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号で受入れ担保額を認識しておきながら、第 140 条の 3 第 2 項／第 143 条の 2 第 3 項において再度受入れ担保額を認識する必要があるようにも読める。仮に、控除額の計算に再度受入れ担保額を考慮しなければならないとすると、実質的に受入れ担保額を二重に計算することになってしまうため、第 140 条の 2 及び第 143 条の 2 第 1 項第 6 号で認識する金額が明確に除外されるような手当てをお願いしたい。基本契約書に基づく取引においては、個々の取引ごとに行われる担保取引は存在しないため、具体的には、以下のような修正が考えられるのではないかと(下線部が追加部分)。</p> <p>第 140 条の 3 第 2 項:「純合計額(当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るもの及び前条の金銭の額を除く。)」</p> <p>第 143 条の 2 第 3 項:「純合計額(当該通貨関連デリバティブ取引等に係るもの及び<u>第一項第六号の金銭その他の保証金の額を除く。</u>)」</p>	<p>一括清算上の建付け及び規定との整合性を確認したいため。</p>
3	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第 140 条の 2、同第 140 条の 3、同第 143 条の 2 等</p>	<p>商品先物取引法が施行された暁には、店頭商品デリバティブ取引については同法に基づく分離保管等が要求されることになる(第 3 段階施行後の第 210 条)。1 つの基本契約書に基づき金融商品取引法で規制されるデリバティブ取引と店頭商品デリバティブ取引を行うことがあるため、これらの取引に係る担保につき一括して管理ができるよう、貴庁におかれても経済産業省と協議を行っていただきたい。</p>	<p>商品先物取引法施行後の担保管理についても検討をお願いしたいため。</p>